成羽病院　臨床倫理規定

私たちは、患者さまの尊厳、基本的人権に配慮し、最も望ましい医療を適切に提供することを目的に臨床倫理に関する方針を定めます。

患者さまの権利を尊重し、相互の信頼に基づき最善の医療を平等に提供します。

1　治療方法の同意・選択について、患者さまの自己決定権を尊重します。

2　治療内容等については患者さまに十分な説明を行います。

3　個人情報保護に関する院内規則を遵守します。

患者さまの信条や価値観に配慮した医療を行います。

倫理的な問題を含むと考えられる医療行為について、院内で十分に検討を行うよう努めます。

＜代表的な臨床倫理問題に関する方針＞

1. 治療拒否

① 医師は治療によって生じる不利益と利益を明確に提示し、理解できるように説明する。

② 説明を受け理解した上であっても、患者が治療を拒否する場合は、患者の意思が尊重され、治療の強要は出来ない。

③ 但し、感染症などで第三者に危険が及ぶ可能性がある場合は、治療拒否が制限される場合がある。

2. 自己判断が不能又は困難な患者の意思決定

意識障害や高度の知的障害などにより自己判断が困難な場合

① 家族などの適切な代理人がいる場合は、その代理人に対し十分に説明した上で、その人の意思を尊重し、患者にとっての最善の方針をとることを基本として同意を得る。

② ①で適切な代理人がいない場合は、主治医を含む多職種からなる診療チームで検討し患者にとって最善の方針をとることを方針とする。

未成年者や精神障害者、知的障害者、認知症など自己判断能力の有無の判別が困難な場合

③ 特別の配慮を必要とする。

④ 未成年者であっても、15 歳以上で判断能力があると認められる場合は、本人の意思を尊重する。

⑤ ④で 15 歳未満の場合は、親権者からの同意を得る必要がある。

3. 輸血拒否（輸血療法マニュアル 11　輸血療法の拒否を参照）

信教上の理由などで輸血療法を拒否する患者であることが判明した場合、患者の意向を尊重して可能な限り無輸血治療に努力するが、輸血以外救命の手段がない事態に陥る前に他医療機関への転院を含めた検討を行う。

①輸血療法について説明した上で、救命処置としての輸血療法の必要性に理解を深め、同意を得られた場合には、通常の診療を実施する。

②①で同意が得られない場合には、当院では診療出来ない旨を告げ、無輸血治療を行う病院を勧める。

③緊急時に意識障害等で患者本人の意思確認が出来ない場合には、家族などの適切な代理人から同意を得て、通常の診察を実施する。

④③で代理人の同意が得られない場合は、医師法や医療法の理念に基づき、輸血療法を含む必要な治療を行う。

4. 心肺蘇生不要（DNAR）指示

①患者が意思表示できる間に、心肺蘇生術に対する希望を確認できた場合は、それを尊重する。

②患者の意思確認ができない場合で、家族等の適切な代理人の推定意思が確認出来る場合は、推定意思を尊重する。

③②で、家族等の適切な代理人の推定意思が確認できない場合は、その代理人との話し合いで意見の一致があれば、それを尊重する。

④②で、家族等の適切な代理人がいない場合は、多職種からなる診療チームで検討し、患者にとって最善の治療方針をとることを基本とする。

5. 人生最終段階における医療

終末期の患者に対しては、関連ガイドライン・指針に基づいて診療・ケアの方針を決定する。

①終末期であることを客観的な情報に基づいて判断する。

②判断の結果を患者及び家族に十分説明して、理解を求める。

③患者本人の意思を尊重しながら、患者・家族等の適切な代理人と多職種からなる診療チームとの十分な話し合いにより方針を決定する。

④患者本人の意思が確認出来ない場合は、家族等の適切な代理人による推定意思を尊重し、多職種からなる診療チームとの十分な話し合いにより方針を決定する。

⑤患者本人の意思または家族等の適切な代理人の推定意思が確認出来ない場合は、多職種からなる診療チームによる十分な話し合いにより方針を決定する。

⑥如何なる場合においても、積極的安楽死や自殺幇助は認めない。

6. がん告知

患者の知る権利の尊重に加え、がん診療の第一歩であると言う考え方からがん告知を行うことを原則とする。

①患者本人に告知することを原則とする。

②①の場合、患者の立場や背景を十分に配慮しながら、精神的苦痛を軽減するべく支えていかねかればならない。

③告知後は、患者の精神状態を深く配慮しながら、精神的苦痛を軽減するべく支えていかなければならない。

7. 身体抑制

成羽病院が定める「身体抑制マニュアル」「身体拘束最小化のための指針」および「身体拘束予防ガイドライン（日本看護倫理学会）」、「身体拘束ゼロへの手引き高齢者ケアにかかわるすべての人に（厚生労働省）」などに従う。

①身体抑制は、患者の生命・安全確保のための最終手段として行う。

②常に切迫性・非代替性・一時性を検討した上で実施する。

③患者の生命・安全を確保する上で、必要最小限度に実施する。

8. 虐待

児童・高齢者等への虐待が疑われた場合には、成羽病院が定める「虐待対応マニュアル」にしたがう。

９．臨床研究

①患者や患者情報を用いた臨床研究を行う場合は、倫理委員会に諮らなければならない。

②倫理委員会においては、患者の人権や個人情報保護、医の倫理等の観点から審議を行う

１０．その他の倫理的問題

本臨床倫理指針の原則に従い判断するが、当事者で判断が困難な場合には倫理コンサルテーションチームで検討する。必要に応じて、倫理委員会の意見を求め、広い視野で検討する。